

平成30年9月27日



飯山市農業委員会議事録

平成30年9月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会

平成30年9月27日



飯山市農業委員会議事録

平成30年9月農業委員会議事内容

日	時	平成30年9月27日（木）	午後1時30分開会
場	所	飯山市役所 4階 全員協議会室	
出席及び欠席者	別紙のとおり		
議	長	松永 晋一 農業委員長	
議事録署名委員	議席番号 9番	服部 彰夫	委員
	議席番号 10番	服部 克士	委員
農地議案審議	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について	
	議案第5号	農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について	
	報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の 受理について	
	報告第2号	農用地利用配分計画 案 について	



飯山市農業委員会議事録

別 紙

出欠		氏 名	備 考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	山崎 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
出席	10	服部 克士	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	大熊 妙子	
出席	14	丸山 和義	
出席	15	酒井 智恵子	
出席	16	宮澤 義仁	
出席	17	廣瀬 公一	
出席	18	小出 政敏	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



飯山市農業委員会議事録

事務局	これより9月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いします。
会長	大変ご苦勞様でございます。8月9日と農地パトロールをやっていたいて、今日提出締め切りという事でお持ちいただいたと思います。初めてのパトロールに参加された方もいたと思いますが、大変ご苦勞様でございました。多少なりとも地域の実態が見えてきたのではないかと考えております。 最近、天候不順な日が続いておりますが、まだ天候の安定には10月10日ごろまでかかるのかなという予報でございます。過日の台風21号によりましては県下で7億3000万円の被害、特に北信のリンゴ、梨を中心に被害がありました。またその後、北海道の地震と災害が続いておるわけでございます。また24号が21号とほぼ同じコースで来るのではないかとということで、止めが刺されるような感じもしておりますが、何も被害なく通り過ぎることを祈っておりますのでございます。 過日、農林水産省が新年度の概算要求をしましたが、前年度の18.5%増の限度いっぱい要求しておるようでございます。概算でございますので、また査定されるわけでございますが、資料をいただいておりますが、今日は時間の都合で省略させていただきます。 県下では中川村を最後にすべての農業委員会が新制度に移行したということでございます。その結果、農業委員の実数が1001人で、以前は1004人ということですので、ほぼ変わらずでございます。そのうち認定農業者が381人で38.1%。準ずる者が101人で11.2%ということでございます。年齢別には若い人の登用がなかなか進んでこないという状況でございまして、60歳以上の人が大半という状況には変わらないということです。50歳未満が59人5.9%、50歳以上が942人94.1%。男性が849人84.8%、女性が152人15.2%という内容でございます。職業別等のデータもありますが割愛させていただきます。 それと18日に農政部との懇談会を行いました。内容については担い手への農地集積、特に農地の最適化の推進について主要なテーマとして県独自の施策あるいは土地改良の最小面積引上げ等を要請したわけでありまして。担い手の経営対策については、農業関係では労働力不足を理由とした特区による外国研修を要請してもらいたいという要請をしたわけですが、県では去年中央会と共同で7月に提出してある。今年は3月と8月に特区のヒアリングを受け、指定については現在のところ何とも言えない、見通しは立っていないという回答がございました。大きい水田畦畔の草刈りの管理が大変だということで、機械の開発を急ぐようにということでありますが、この要請については県がメーカーと共同で開発をしているということで、今年中に実用性の高い、軽トラックに乗るサイズで、ラジコン操作ができる傾斜地の草刈りに対応した草刈機を完成する予定であるということで、安全性の評価等、知的財産の問題等をクリアしたら早期に実演会をしたいというような回答がございました。種子法の廃止に伴う対応についてお願いしたわけでありまして、これは県で新しい種子法に代わる条令を作って引き続き県が関与していきたいというような方向だそうでございます。あと有害鳥獣対策ではラジコ等で盛んにオオカミを入れてやっtraitいんじゃないかと話題になっておりますが、このオオカミを入れることに



飯山市農業委員会議事録

	ついてどうかということですが、オオカミについては国の危険な動物として特定動物の指定を受けているので、放すことは法律で認められていない。仮に導入する場合にも、その生息をコントロールすることは困難である。環境省は生態系に大きな影響を及ぼす可能性があるとして、基本的には考えていないというような話がありました。もう一点、懇談会とは別ですが農工法について、飯山市にも売れ残った土地があるわけですが、今までは農村地域工業等導入促進法ということで昭和46年に制定されて、5つの業種に限って農村の雇用の確保や所得の向上、地域の維持発展ということで指定されて飯山市にも設置されているわけです。それが29年6月に改正されて、今まで農工法といわれていましたが、農村産業法と法律名が変わったということで、業種を拡大するということでございます。対象業種の限定の廃止という事でございますが、法律上の限定を廃止したという事です、何でもできるということではないということです。それぞれの立地ニーズや事業の実現性の見通しを踏まえて指定していくんだということでございます。例えば農産物加工施設、直売所、農家レストラン、ワイナリー、バイオマス発電施設等が考えられるということでございます。市町村から9つ新たな指定をしていただきたいということで要望が出ているということで、工業6、農業1、その他小売業等1、電気業で太陽光発電とバイオマス発電1というようなことで、11月に国と協議して12月に決定をしていきたいという予定であるという説明がありました。飯山市にも関係ありそうなことがありますので報告しておきました。以上ですがよろしくお願いたします。
事務局	【事務局より資料をもとに経過報告】
議長	議事録署名人の指名はこちらで指名させていただきます。 議席番号 9番 服部 彰夫 委員 議席番号 10番 服部 克士 委員 それでは農地議案審議に入ります。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第1号 所有権移転 No.20 議案書をもとに朗読】 飯山字下河原東端〇〇番地は、公図不一致による位置特定不能のため耕作目的の農地とは認められず、農地法第3条第2項1号に該当するため、不許可相当であると考えます。 【議案第1号 所有権移転 No.21～No.22 議案書をもとに朗読】 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
3番	No.20 は譲渡人から親戚の〇〇市の譲受人へ無償贈与の案件なんですけ



飯山市農業委員会議事録

4 番 17 番 議長 議長 議長 議長 11 番 事務局	ども、譲受人は数年前に相続により取得した農地で、農地のある〇〇区より土木費の徴収があつて困っていたということです。譲渡人自身も現地がどこかよく分からないということで、ふたりで現地確認しました。坂井河原〇〇番地は堤内地でアスパラを作付けされていました。下河原東端〇〇番地は堤外地で、しかも千曲川沿いで非農地に見えるんですが、公図と不一致のため非農地にできなかった土地なんです。譲受人は〇〇市で大きく農業をしております、坂井河原〇〇番地はアスパラか坂井芋を意欲的に作りたいということで問題ないと思います。下河原東端〇〇番地は皆さんの判断に委ねたいと思います。 No.21 は譲渡人の父親が亡くなられて、勤めていますので畑の耕作がままならないという事です。譲受人は〇〇地区に引っ越してきて農地が必要だということです。申請地の2筆は今までは無償で借りて耕作していた所ですが、それに伴い他1筆も譲り受けたいということで、問題ないと思います。 No.22 は譲渡人が高齢のため、譲受人は自宅の近くにあるため、農地を拡大したいという事でした。 事務局より説明のありました、No.20 不許可相当であると考えられる下河原東端〇〇番地を除いた議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし) No.20 下河原東端〇〇番地を除いた、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可するという事で、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) No.20 下河原東端〇〇番地を除いた、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可することに決定します。 それでは、No.20 下河原東端〇〇番地について、不許可相当であるという説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 この辺かなという所はあるんですか。 7月に非農地判断したんですが、これと同じ理由で判断が不可能ですという結果を出しています。ただ本人がどうしても何とかしたいという思いから申請をされたので議案として出しました。旧公図等で調べたんですが、過去まで遡っても分筆線が見当たらないんです。本番地の枝番のついている中のどこかにはあるんだろうけれど、その特定ができないです。 農業委員会で仮に許可したとしても、場所の特定ができないので、隣地
---	---



飯山市農業委員会議事録

	の所有者等とトラブルになったときに、農業委員会が責任を負うことになる可能性はあると思います。
議長	不許可相当なのに何で議案に挙げるかというのは、申請されたものについては、拒否できないということですから、許可するか許可しないかは農業委員会総会で判断するという制度になっています。
議長	不許可相当であると考えられる No.20 下河原東端〇〇番地について、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可しないということで、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	それでは議案第1号農地法第3条 No.20 下河原東端〇〇番地については、農業委員会は許可しないことに決定します。 続いて議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第2号 No.2 議案書をもとに朗読】
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
4 番	No.2 は老朽化した自宅の前にあった物置を取り壊し、今回新たに作業所兼物置を建設したいという事で本人から聞いています。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。
	(意見・質問なし)
議長	無いようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	では、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について原案の通り許可相当として県知事に意見を送付します。 続いて議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第3号 No.9～No.10 議案書をもとに朗読】
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。



飯山市農業委員会議事録

16 番	No.9 の譲受人は〇〇会社の長男で、結婚を機に住宅を建設したいということです。譲渡人にも数年前からお願いをしておいて、了承を得たということです。
16 番	No.10 の譲受人は〇〇地区出身者で現在は〇〇村に住んでいますけど、スキーの関係で有能な方で、近々こちらで大会があるということなので、帰ってきたいということです。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。
	(意見・質問なし)
議長	無いようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	では、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について原案の通り許可相当として県知事に意見を送付します。 続いて、議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。
事務局	【議案第4号 No.281～No.316 議案書をもとに朗読】 【議案第4号 中間管理権 No.317 議案書をもとに朗読】 【議案第4号 所有権移転 No.318～No.320 議案書をもとに朗読】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。
	(意見・質問なし)
議長	無いようですので、それでは議案第4号農用地利用集積計画の決定について農業委員会は決定するというところで、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	それでは、議案第4号農用地利用集積の決定について農業委員会は決定する。 続いて、議案第5号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について説明をお願いします。
事務局	【議案第5号 No.3 議案書をもとに朗読】(申請者に農地の買受資格があるか。併せて、事務処理の迅速化を図るため、買受人となり農地法第3条の許可申請を提出した場合において、農業委員会の会長が買受適格証



飯山市農業委員会議事録

議長	明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可をしても差し支えないか2点を審議いただくことを説明。)
15 番	担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
議長	申請者からお話を伺ってきました。ご本人はお勤めされながら休日に農作業をするということで、息子さんも一緒にやられているということでした。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	それでは議案第4号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について、意義なしという事で賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、議案第4号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について農業委員会は決定する。 続いての報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について、報告第2号農用地利用配分計画 案 については報告事項ですので、各自確認をお願いします。 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	特別ご意見無いようですので、これを持ちまして農地議案審議を終了します。

平成30年9月27日



飯山市農業委員会議事録

議事録署名人

議長

松永 晋一

議席番号 9 番

服部 彰夫

議席番号10番

服部 克士